

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年7月30日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成21年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀高等技術学校	平成22年4月13日
産業技術センター	平成22年4月15日
栗林公園観光事務所	"
経営支援課	平成22年5月21日
労働政策課	"
観光交流局	"
産業政策課 (産業集積推進室)	平成22年5月25日
大阪事務所	平成22年6月25日
計量検定所	"
高松高等技術学校	"

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

国庫交付金について、受入れが1箇月遅延しているものがあった。（労働政策課）

イ 契約について

（ア）印刷物の発注について、契約金額が50万円を超えていたにもかかわらず、予定価格調書及び契約書を作成していないものがあった。（栗林公園観光事務所）

（イ）消防用設備等の点検業務委託について、契約書に委託内容を明確に記載する必要がある。
(栗林公園観光事務所)

ウ 支出負担行為について

委託業務について、予算の流用承認を受けた上で支出負担行為をする必要があるにもかかわらず、手続を行っていないものがあった。（観光交流局）

工 財産について

失効した意匠権について、公有財産異動報告伺書を作成し、総務学事課長の承認を受ける必要があるが、その手続が行われていなかった。（産業技術センター）

(3) 検討指示事項

平成14年度の包括外部監査結果を受けて、試験研究機器（重要物品）について、稼動状況の把握と購入効果の評価を毎年度実施することになっていたが、購入効果の評価を実施していないものがあるので、今後、検討する必要がある。（産業技術センター）